

平成 20 年 [REDACTED] 損害賠償請求控訴事件

控訴人 [REDACTED]

被控訴人 株式会社みずほ銀行

## 第 1 準 備 書 面

平成 20 年 5 月 20 日

東京高等裁判所第 16 民事部ハB係 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 石 丸 幸 人

同弁護士 馬 場 政 江

控訴人らは、答弁書の主張に対して以下のとおり反論する。

### 第 1 開示等の求めに応じる手続について

1 被控訴人も、個人情報保護法 29 条 4 項に定めがある以上、本人に過重な負担を課することがないように配慮して開示等の求めに応じる手続を定めるべきであることは認めている。また、被控訴人は、同法 29 条 1 項が個人情報取扱事業者に個人情報の開示等の求めを受け付ける方法を定めることを認めた理由が、その方が円滑な開示が行われ本人の利益に資するからであると述べ、同項の趣旨が開示を円滑にして本人の利益を図るという点にあることを認めている。

しかし、被控訴人は、開示等の求めに応じる手続が過重な負担になるかどうか判断する際に、円滑な開示により本人の利益を図るという 29 条 1 項の趣旨を全く考慮していない。

更に、被控訴人は、何が開示等の求めを受け付ける方法として妥当であるかは個々の個人情報取扱事業者の事業の性質、扱っている個人情報の量や内容によって異なると述べ、何が妥当な手続かは開示する側の事業者の性格を問わず画一に決まるわけではないことは主張しながら、何が開示等の求めを受け付ける方法と

して妥当か決める際に、開示を受ける側の事情が様々違うことや代理人の性質の違いには全く配慮していない。

- 2 確かに、多種多様な個々の事情に応じて区々な対応をするのでは円滑な開示に支障をきたすので、事業者があらかじめ開示等の求めに応じるための手続を定めておくことは必要である。

しかし、円滑な開示により本人の利益を図るためには、開示を受ける側の事情や代理人の性質を全く考慮せず画一的な手続の定めをする必要はないし妥当でもない。開示を受ける側の事情等を類型化し、類型に応じた妥当な手続を定めることが個人情報保護法 29 条 1 項及び 4 項の要請である。

そして、同法 1 条には「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の利益を保護することを目的とする」とあり、同法 3 条には「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきもの」とあり、同法 25 条 1 項では「保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、遅滞なく当該保有個人データを開示しなければならない」とあることに鑑みると、個人情報保護法は、個人情報の不当な流出を防止しようとしているだけでなく、同時に、本人の自己情報コントロール権という人格権に配慮し、開示の求めがあった場合には円滑に保有個人情報を開示すべきことを要請していると考えられる。そして、本人の直接の開示の求めではなく、代理人を介した開示の求めであっても、円滑な開示の要請があるのは同様である。

そうすると、個人情報取扱事業者は、開示等の求めを受け付ける方法を自由な裁量で定められるわけではなく、不当な個人情報の流出を防ぐために必要な措置はとりつつ本人に円滑な開示を行うために合理的な方法を定めなくてはならないのであり、その際には開示を受ける側の事情や代理人の性質の違いを類型化し類型に応じた必要かつ合理的な方法を定めるべきことが個人情報保護法の要請であり、必要かつ合理的な範囲を超えた負担を課す受け付け方法を定めてその方法によらなければ開示しないとすることは、裁量の範囲を逸脱して違法となると

いうことになる。

このように、開示を受ける側の事情や代理人の性質も考慮し、不当な個人情報の流出防止の要請を充たしつつ円滑な開示要請にも応えるという観点から、開示等の求めに応じる手続が本人に過重な負担とならない妥当な手続かを検討しなければならないから、被控訴人の行った検討方法のような、単に委任状をFAXするという行為だけを取り出し、その行為は容易であるから加重な負担ではないと安易に判断すべきではない。また、ある類型の場合には委任状の要求が過重な負担とならないからといって、どのような場合でも委任状要求が過重な負担とならないわけではない。したがって、経済産業分野を対象とするガイドライン(乙8)に代理人の確認方法の例示として委任状があげられていても、それは委任状要求が過重な負担とならない類型の場合の例示であり、委任状を要求することが常に過重な負担とならないわけではないのである。

また、経済産業分野を対象とするガイドライン54ページには、代理人の確認方法の事例6)として、弁護士の場合は登録番号と例示されている。そうすると、弁護士の場合は、弁護士であることの確認がとれれば、あえて委任状を要求する必要はないということになるはずである。

- 3 被控訴人は、貸金業者が厳格な取立をする傾向があるため債務者の個人情報の機密保持の要請は一步譲歩しなければならないから、受任通知のみでの開示を認めたと主張する。しかし、貸金業者の保有する顧客の個人情報も資産・負債の状況といった経済的信用に係る重要な機密情報であり、その不当な流出により重大なプライバシー侵害の問題が生じることは明らかである。貸金業者が厳格な取立をするからといって、そのような重大な個人情報の漏洩の危険が許されるわけではない。平成17年7月19日の最高裁判決の事案は、弁護士が債務整理の受任をして受任通知と共に取引履歴の開示を求めた事案であるが、最高裁判所は取引履歴の開示義務があると判示した。

最高裁判所が重大な個人情報漏洩によるプライバシー侵害の危険を許したと

は考えにくいから、最高裁判所は、不当な個人情報流出を防ぐための代理権の確認方法としては、債務整理の受任をした弁護士の代理権の確認の場合、受任通知の確認で足るという立場であると考えられる。

したがって、債務整理を受任した弁護士の代理権を受任通知で確認するという方法を定めれば、不当な個人情報の流出を防ぐという要請は充たされる。

なお、被控訴人は、懲戒を受ける弁護士がいるから弁護士であるからといって信用できないので、債務整理の受任をした弁護士を他の一般の代理人と区別した扱いはできない旨主張しているようである。

たしかに、戸籍謄本等の取得のための弁護士による職務上請求の方法が変更されるにあっても、弁護士が郵送による請求をする場合に弁護士の代理権の確認のために委任状を要することにするかといった議論があった。

しかし、日本弁護士連合会のホームページによれば、弁護士が郵送で請求する場合、日本弁護士連合会のホームページ上で弁護士事務所の所在地は公開され、弁護士の氏名から事務所所在地を検索できるため、弁護士の事務所所在地を戸籍謄本等の送付先に指定する方法によることとすれば、委任状は要求されないことになっている。社会正義の実現のために裁判官や検察官と同じ法曹として活動する弁護士を一般の代理人と同じとするのでは、弁護士はその職責を果たすことが著しく困難となる。不正行為をする弁護士がいるからといって、一般的な弁護士が信用できないという結論にはならない。したがって、被控訴人の主張は失当である。

- 4 債務整理を受任した弁護士が貸金業者に受任通知を送り取引履歴の開示請求をした場合に開示義務があると判示した前述の平成 17 年最高裁判決が出るまで、長らく下級審では意見が分かれていたのであり、同最高裁判決の原審たる大阪高裁でも開示義務を定めた法令の明文がなく、また信義誠実の原則からも当然には開示義務は導き出されないとした。明確な条文がないため下級審では開示義務がなかなか認められなかったのであるが、最高裁は、法律の明文やガイドラインの

有無にかかわらず、法の趣旨・目的に照らし、法の解釈及び契約の解釈により開示義務を肯定した（甲15）。

そうすると、債務整理を受任した弁護士が銀行に受任通知を送り取引履歴の開示請求をした場合も、法律の明文やガイドラインがなくとも、前述のように個人情報保護法の趣旨・目的に照らし同法を解釈して開示義務を肯定できる。

5 以上のように、被控訴人は、債務整理を受任した弁護士からの受任通知のみの確認で取引履歴を開示する義務を負っていたといえる。

## 第2 直接請求の違法性

被控訴人は、貸金業法21条1項各号の中には不法行為を構成するものもあるが、その全てが不法行為を構成するとはただちに言えないと主張する。しかし、他方、被控訴人は、貸金業法21条1項各号は、貸金業者が一般に行っている取立行為のうち、特に債務者に精神的苦痛を与えるものを類型化したものであると認めている。

債務整理の受任をした弁護士が代理人になっている以上、代理人弁護士に債権者は連絡をとれば足りる。それにもかかわらず、特に債務者に精神的苦痛を与える行為類型たる直接取立を行うことを法が許容するはずがなく、そのような直接取立は不法行為を構成する。

以上

## 証 拠 方 法

1 甲第15号証 判例貸金業規制法85頁から101頁

## 付 属 書 類

1 甲号証写し 1通